

南海トラフ地震防災対策推進地域内の事業者は津波避難計画の作成が必要です

平成26年3月、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条により、千葉県内の18の市町村が推進地域に指定されました。

推進地域内の関係事業者は、津波避難計画等を定めた対策計画又は南海トラフ地震防災規程を6ヶ月以内に作成し届出することが定められています。

なお、令和元年5月に国の基本計画が改定となりましたので、変更が必要です。

南海トラフ地震 防災対策推進地域

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、
富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、
大網白里市、九十九里町、横芝光町、
一宮町、長生村、白子町、御宿町、鋸南町

※対象となるのは、推進地域内のうち津波により水深30cm以上の浸水が想定される区域で施設又は事業を行う事業者です。

浸水想定区域は、ちば情報マップでご確認ください。

<https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/portal>

防災情報⇒南海トラフ地震津波浸水想定

消防計画・予防規程・危害予防規程等の変更が必要です

消防法に基づく消防計画又は予防規程を作成している事業者は、消防計画等に津波避難計画等（「南海トラフ地震防災規程」といいます。）を定め、所管の消防本部（局）へ変更の届出をしてください。

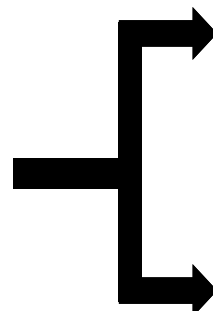
また、火薬類取締法、高圧ガス保安法による危害予防規程、ガス事業法による予防規程等各法に基づく規程等を作成している事業者は、それぞれの規程等に津波避難計画等を定め、規定等の変更の届出をしてください。

なお、届出をしたときは、所在地の市町村へ写しを提出してください。

※次の計画等を作成する事業者はそれぞれの規程等に津波避難計画等を定めます。

- ・ 消防法に規定する消防計画又は予防規程
- ・ 火薬類取締法に規定する危害予防規程
- ・ 高圧ガス保安法に規定する危害予防規程
- ・ ガス事業法に規定する保安規程
- ・ 電気事業法に規定する保安規程
- ・ 石油パイプライン事業法に規定する保安規程
- ・ 石油コンビナート等災害防止法に規定する防災規程
- ・ 鉄道に関する技術上の基準を定める省令に定める実施基準
- ・ 索道施設に関する技術上の基準を定める省令に定める細則
- ・ 軌道運転規則に定める細則
- ・ 海上運送法施行規則に定める安全管理規程
- ・ 旅客自動車運送事業運輸規則に定める運航管理規程

各法に基づく届出



写しの提出

各法に定める 計画等の提出先

（消防長・知事・地方運輸
局長・経済産業大臣等）

市 町 村

■ 消防計画等を作成しない事業者は県への届出が必要です

消防計画等を作成しない事業者は、新たに津波避難計画等（「対策計画」といいます。）を作成し県へ届出をしてください。

届出をしたときは、所在地の市町村へ写しを提出してください。

事業例

- ◆ 複合用途防火対象物（収容人員30人以上50人未満）
- ◆ 毒物・劇物製造、貯蔵所
- ◆ 学校、専修学校、各種学校等（50人未満、幼稚園等は30人未満）
- ◆ 授産施設
- ◆ 児童福祉法第7条第1項の施設で、消防計画を作成しない施設
- ◆ 身体障害者福祉法第5条第1項の施設で、消防計画を作成しない施設
- ◆ 生活保護法第38条第1項の施設で、消防計画を作成しない施設
- ◆ 介護老人保健施設（10人未満）
- ◆ 障害者福祉サービス事業を行う施設、地域活動センター等（30人未満）
- ◆ 障害の重い者を入所させる障害者支援施設（10人未満）
- ◆ 鉱山／貯木場／動物園
- ◆ 地方道路公社等が管理する道路事業
- ◆ 基幹放送、放送局設備供給役務提供事業
- ◆ 水道事業 等

津波避難計画等に定める事項

○ 津波からの円滑な避難の確保

気象庁から発表される津波警報等の伝達方法、従業員や顧客等が安全に避難するため、避難場所や避難経路、避難誘導等に必要の人員を定めます。必要に応じて指揮組織等を設置します。

○ 時間差発生等における避難 ← 令和元年5月追加

南海トラフ地震臨時情報等の伝達方法、後発地震に対して警戒する措置及び注意する期間を定めます。顧客等への臨時情報の伝達方法、事前避難対象地域内にあるときは、避難誘導方法など事業所ごとに必要とされる対策を定めます。

○ 事業所ごとの個別対応計画

顧客等の誘導方法や火災等防止対策、二次災害防止措置など事業所ごとに必要とされる対策を定めます。

○ 防災訓練

大規模地震を想定した防災訓練を年1回以上実施することとし、その内容等を定めます。

○ 防災教育及び広報

南海トラフ地震が発生したときの具体的な行動や地震の知識等、職員等への防災教育の内容及び顧客等に対する広報の内容を定めます。

届出様式・提出先

- 津波避難計画等（南海トラフ地震防災規程又は対策計画）に届出書及び施設の位置図、事業を運営するための主要な施設の位置図、運行経路図等を添付して、南海トラフ地震防災規程の場合は各計画の提出先へ、対策計画の場合は県へ提出してください。
- 上記の届出をしたときは、計画書（南海トラフ地震防災規程又は対策計画）に送付書を添付の上、所在地の市町村へ提出してください。
- 届出書及び送付書様式は千葉県ホームページからダウンロードできます。
千葉県ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/nankaitorafu/taisakukeikaku.html>

<お問い合わせ>

千葉県防災危機管理部防災対策課

電話 043-223-3697

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1